

上記試験の判断基準について下記のとおりお知らせします。

なお、個々の受験者の具体的採点内容及び判断基準に関するご質問等については、お答え出来ませんのでご了承ください。

■判断基準

平成27年度第二種電気工事士下期技能試験（12月5日実施）の判断基準

■電氣的に致命的な欠陥又は施工上の重大な欠陥の主なもの

I. 全体共通部分

1. 未完成

- ・未着手、未接続、未結線、取付枠の未取付

2. 配置・寸法相違

- ・配線・器具の配置が配線図と相違
- ・配線図の寸法より著しく短い
- ・取付枠をタンブラスイッチ（イ）及びコンセント部分以外に使用したもの

3. 回路の誤り

- ・誤接続、誤結線

4. 電線の種類・色別の相違

- ・電線の種類が配線図と相違
- ・接地側電線に白色以外の電線を使用
- ・電源から点滅器及びコンセントに至る非接地側電線に黒色以外の電線を使用
- ・電源からランプレセプタクル、コンセント及び引掛シーリングの接地側端子に至る接地側電線に白色以外の電線を結線

5. 電線の損傷

- ・ケーブル外装を著しく損傷
- ・絶縁被覆を折り曲げると心線が露出する傷
- ・心線を著しく損傷

II. 電線相互の接続部分

1. 接続方法相違

- ・リングスリーブ接続と指定した箇所をそれ以外の方法で接続
- ・差込形コネクタ接続と指定した箇所をそれ以外の方法で接続

2. リングスリーブ接続

- ・圧着工具の相違
- ・リングスリーブの相違、圧着マーク不適正、リングスリーブ本体を破損
- ・心線の挿入不足
- ・テープ巻が困難なもの、絶縁被覆を著しくむき過ぎているもの、絶縁被覆の上から圧着

3. 差込形コネクタ接続

- ・心線の挿入不足
- ・差込形コネクタの外部に心線が露出

III. 金属管工事部分

1. 未通線

- ・電線管に通線されていないもの

2. 電線管と附属品との接続

- ・ボックスと管との未接続、ボックスと管との接続にコネクタ未使用、コネクタと管との接続が行われていないもの、ロックナットを取り付けていないもの

- ・絶縁ブッシングを取り付けていないもの、
絶縁ブッシングがねじなしコネクタから外れているもの

IV. ランプレセプタクルへの結線部分

1. 心線の締め付け
 - ・心線をねじで締め付けていないもの
2. 絶縁被覆処理
 - ・絶縁被覆の著しいむき過ぎ
 - ・絶縁被覆の上から締め付け
3. ランプレセプタクルの台座
 - ・台座の上からケーブルを結線

V. 引掛シーリング、埋込連用器具への結線部分

1. 心線差込接続
 - ・心線の挿入不足
2. 絶縁被覆処理
 - ・絶縁被覆の著しいむき過ぎ

VI. その他

1. 支給品以外の材料を使用

■施工上の軽微な欠陥の主なもの

I. 全体共通部分

1. 電線の損傷
 - ・ケーブル外装の損傷で致命的な欠陥に該当しない程度の傷
 - ・絶縁被覆、心線の損傷で致命的な欠陥に近い程度の傷

II. 電線相互の接続部分

1. リングスリーブ接続
 - ・心線端末処理が適切でないもの

III. 金属管工事部分

1. 電線管と附属品との接続
 - ・ボックスと管との接続がゆるいもの、ロックナットを裏返しに使用しているもの
 - ・絶縁ブッシングとコネクタとの接続がゆるいもの
 - ・コネクタと管との接続がゆるいもの、コネクタの止めねじをねじ切っていないもの

IV. ランプレセプタクルへの結線部分

1. ランプレセプタクルの台座
 - ・ケーブル外装が台座の中まで入っていないもの、台座を欠いたもの
 - ・巻付けが不足、重ね巻、左巻、先端はみ出し、カバーが適切に締まらないもの

V. 引掛シーリング、埋込連用器具への結線部分

1. 取付枠への取付
 - ・取付枠裏返し・ゆるみ、取付枠にスイッチ等の位置を誤って取り付けたもの
2. 引掛シーリングの台座
 - ・ケーブル外装が台座の中まで入っていないもの、台座を欠いたもの

VI. その他

- ・ゴムブッシングの使用不適切（ただし、表裏は問わない）
- ・ジョイントボックスに余分な打ち抜きをしたもの
- ・器具を破損させたもの

■欠陥としない主なもの

- ・ 取付枠の上下
- ・ スイッチ左右（入切の方向）の極性
- ・ 止めねじ、リングスリーブ、端子ねじ及び差込形コネクタの追加支給